

## 今月のトピックス

平成 31 年 2 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL 03-5356-6377

TEL 048-781-2651

URL <http://www.slmo.co.jp/>

### 《年 5 日の年次有給休暇取得義務化の厚労省解釈》

2019 年 4 月から「年 5 日の年次有給休暇（以下年休）の確実な取得」が義務付けされますが、昨年 12 月に厚生労働省から改正法に対する新たな解釈が発表されましたのでご案内いたします。

使用者側が日付を指定するには就業規則への記載は必要か？	休暇に関する事項は就業規則の絶対的の必要記載事項ですので、日付指定の対象となる労働者の範囲および日付指定の方法等について、 <b>就業規則に記載しなければなりません。</b>
使用者側の日付指定はいつ行う？	基準日の初めに限られず期間の途中に行うことができます。
取得義務となる年 5 日の対象および使用者側が日付指定できる対象は？	全日もしくは半日単位（日数は 0.5 日）の年休のみが取得義務および日付指定の対象になります。 <b>時間単位年休や特別休暇は取得義務のある年 5 日の対象にはならず、時間単位年休に関しては日付指定もできません。</b>
取得義務の対象となる「年休の日数が 10 日以上である労働者」が示す範囲は？	<b>管理監督者やパートタイム、アルバイト、有期雇用労働者を含む全労働者</b> です。なお、前年度繰越分の年休と当年度付与分の年休を合算して初めて 10 日分になる方は含まれません。

### 《国民の祝日等について》

本年は天皇の退位および新天皇の即位が行われるため、祝日が以下のように追加になる旨内閣府より発表されています。国民の祝日に関する法律（以下祝日法）第 3 条で三つの休日を定義しています。

なお、就業規則において、「休日」の条文に「国民の休日」との記載がある場合は、以下の通り 4 月 30 日および 5 月 2 日も公休日として取り扱う必要があります。「国民の祝日」と「国民の休日」とを明確に区分けしていない場合は、これまでの取り扱いを踏まえて対応することになりますが、今一度就業規則をご確認いただければと思います。

#### <祝日法第 3 条>

1 項	国民の祝日	祝日法第 2 条で定める日（天皇誕生日、海の日、建国記念の日等）
2 項	振替休日（通称）	「国民の祝日」が日曜日の場合で、以後で最も近い平日
3 項	国民の休日（通称）	前日と翌日が「国民の祝日」である平日

【2019 年限りの祝日】 5 月 1 日（天皇の即位の日）／10 月 22 日（即位礼正殿の儀の行われる日）

【2019 年限りの休日】 4 月 30 日、5 月 2 日（4 月 29 日、5 月 1 日、5 月 3 日の祝日の間の日）

【変更】 2019 年 12 月 23 日→2020 年 2 月 23 日（天皇誕生日） ※2019 年は実質ありません。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたらお気軽にご相談下さい。